

令和2年4月16日

## まちづくり委員会資料

### 所管事務報告

#### 川崎市建築基準条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について

**資料 1** 川崎市建築基準条例の一部改正に係るパブリックコメントの内容について

**資料 2** 川崎市建築基準条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施結果について

まちづくり局

# 川崎市建築基準条例の一部改正に係るパブリックコメントの内容について

## (1) 法令と条例の関係

建築基準法（以下、「法」という。）では、地方公共団体が地域の特性に応じて法及び同法施行令（以下、「政令」という。）の規定に、安全上、防火上又は衛生上必要な制限を**条例で附加**することができると規定されている。

本市では「川崎市建築基準条例」（以下、「条例」という。）において、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して必要な制限を定めている。

## (2) 政令改正の概要等

### 【政令改正の趣旨】（令和元年12月11日公布、令和2年4月1日施行）

火災時に火災の拡大を防ぎ、在館者を安全に避難させることを目的とした防火・避難関係規定について、安全性の確保を前提としつつ、建築物の特性等に応じた基準の設定や既存の規定の合理化を図る政令改正が行われた。

### 【政令改正の概要】※特殊建築物等…劇場、病院、ホテル、児童福祉施設、共同住宅、学校、百貨店等

#### 1) 敷地内の通路（政令第128条）

（現 行）特殊建築物等※の敷地内には、避難階段及び屋外への出口から道路等に通ずる1.5m以上の通路を設けなければならない。

（改正後）特殊建築物等の敷地内通路の幅員は1.5m以上とされていたところ、階数が3以下で延べ面積が200m<sup>2</sup>未満の建築物については、敷地内の通路の幅員を90cm以上確保すればよいものとされた。



#### 2) 2以上の直通階段（政令第121条第1項）

（現 行）特殊建築物等の避難階以外の階が一定規模以上の場合、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

（改正後）特殊建築物等の避難階以外の階が一定規模以上の場合、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。  
ただし、病院、ホテル、児童福祉施設、共同住宅等の用途に供する建築物で、階数が3以下で延べ面積が200m<sup>2</sup>未満の建築物であって、階段の部分が区画されているもの等については、2以上の直通階段を設けなくてもよいものとされた。

## (3) 条例改正の概要

政令改正に伴い、条例においても政令と同様の改正を行うものとすることについて、市民の皆様から御意見を募集するため、パブリックコメントを実施した。

### 【条例改正の概要】

#### 1) 敷地内の通路（条例第9条等）

（現 行）特殊建築物等の敷地内には、屋外階段及び屋外への出口から道路等に通ずる1.5m以上の通路を設けなければならない。

（改正案）特殊建築物等の敷地内には、屋外階段及び屋外への出口から道路等に通ずる1.5m以上の通路を設けなければならない。

ただし、階数が3以下で延べ面積が200m<sup>2</sup>未満の建築物の敷地内にあっては、90cm以上確保すればよいものとする。

#### 2) 簡易宿所の2以上の直通階段（条例第31条第3項）

（現 行）避難階以外の階で、その階における宿泊室の床面積の合計が100m<sup>2</sup>を超えるものは、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

（改正案）避難階以外の階で、その階における宿泊室の床面積の合計が100m<sup>2</sup>を超えるものは、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

ただし、階数が3以下で延べ面積が200m<sup>2</sup>未満の建築物であって、階段の部分が区画されているもの等については、2以上の直通階段を設けなくてよいものとする。

## (4) 今後のスケジュール

	令和元年度			令和2年度		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月
今後の手続き等			●政令施行 パブコメ実施 2/14~3/16	●議会議上程（予定） ●まちづくり委員会	●議会議上程（予定） ●条例改正（予定） ●関係団体への周知（予定）	

## 川崎市建築基準条例の一部改正に係る パブリックコメントの実施結果について

### 1 概要

近年の研究開発の進展や技術的知見の蓄積に伴い、建築物の防火及び避難に関する規制の合理化等を図るため、令和元年12月11日付けで建築基準法施行令（以下、「政令」という。）の一部を改正する政令が公布されました。

この改正は、火災時に火災の拡大を防ぎ、在館者を安全に避難させることを目的とした防火・避難関係規規定について、安全性の確保を前提としつつ、建築物の特性等に応じた基準の設定や既存の規定の合理化が図られるもので、令和2年4月1日に施行されました。

本市では、川崎市建築基準条例において、建築物の敷地、構造又は建築設備について必要な制限を定めていますが、政令改正に伴い条例においても政令と同様の改正等を行うため、市民の皆様から御意見を募集しました。

### 2 意見募集の概要

題名	川崎市建築基準条例の一部改正に係る意見を募集します
意見の募集期間	令和2年2月14日(金)から令和2年3月16日(月)まで
意見の提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市公式ホームページ</li> <li>・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・市政だより</li> <li>・まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市公式ホームページ</li> <li>・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）</li> </ul>

### 3 結果の概要

御意見はありませんでした。

### 4 今後の予定

令和2年6月下旬施行（予定）